

JA多気郡の現況

～ディスクロージャー誌～

(令和6年度末)

Disclosure



たき毛



目 次

あいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	3
4. 農業振興活動	4
5. 沿革・歩み	6
6. 事業の概況（令和6年度）	7
7. 地域貢献情報	9
●全般的事項	9
●地域からの資金調達の状況	9
●地域への資金供給の状況	9
●「経営者保証に関するガイドライン」への対応	10
●地域密着型金融への取組み	10
●文化的・社会的貢献に関する事項	11
8. リスク管理の状況	12
●リスク管理の体制等	12
●法令遵守体制	15
●反社会的勢力との取引排除	16
●金融ADR制度への対応	16
●内部監査体制	18
●金融商品の勧誘方針	18
●金融円滑化にかかる基本的方針	18
●個人情報保護の取扱い方針	19
●貸出運営についての考え方	20
9. 自己資本の状況	21
●自己資本比率の状況	21
●経営の健全性の確保と自己資本の充実	21
10. 主要な業務の内容	22
●事業の内容	22
●系統セーフティネット（貯金者保護の取組み）	23

11. 経営の組織	24
●組織機構図.....	24
●組合員数.....	25
●組合員組織の状況.....	25
●地区一覧.....	25
●特定信用事業代理業者の状況	25
12. 役員構成	26
13. 会計監査人の名称.....	26
14. 事務所の名称及び所在地.....	27
15. 直近の2事業年度における財産の状況	28
●貸借対照表.....	28
●損益計算書.....	29
●キャッシュ・フロー計算書.....	30
●注記表等<令和5年度>.....	31
●注記表等<令和6年度>.....	45
●剰余金処分計算書.....	59
●部門別損益計算書（令和5年度）	60
●部門別損益計算書（令和6年度）	61
●財務諸表の正確性に係る確認.....	62
●会計監査人の監査.....	62
16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	63
●最近5年間の主要な経営指標.....	63
17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	64
●利益総括表.....	64
●資金運用収支の内訳.....	64
●受取・支払利息の増減額.....	65
●貯金に関する指標.....	65
●貸出金等に関する指標.....	66
●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 ..	69
●経営諸指標.....	70
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額.....	70
●貸出金償却の額.....	71
●内国為替取扱実績.....	71
●有価証券に関する指標.....	71
●有価証券等の時価情報等.....	72
●預かり資産の状況【記載任意】	74

● 共済取扱実績	74
● 購買事業品目別取扱実績	76
● 販売事業（受託販売）品目別取扱実績	76
● 販売事業（買取販売）品目別取扱実績	76
18. 自己資本の充実の状況	77
● 自己資本の構成に関する事項	77
● 自己資本の充実度に関する事項	78
● 信用リスクに関する事項	84
● 信用リスク削減手法に関する事項	91
● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	93
● 証券化エクスポージャーに関する事項	93
● CVA リスクに関する事項	94
● マーケット・リスクに関する事項	94
● オペレーショナル・リスクに関する事項	94
● 出資または株式等エクスポージャーに関する事項	95
● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	96
● 金利リスクに関する事項	96
19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況	99
● 連結グループの概況	99
● 子会社の状況	99
24. 役員等の報酬体系	100
● 役員	100
● 職員等	101
● その他	101

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

あいさつ

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は各種事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の経済情勢を見ますと、日銀による金融政策の転換を受け、長期金利が上昇し、これに伴い住宅や事業用の融資金利にも影響が及び、農業経営においても、資金調達や設備投資に対する慎重な判断が求められる時代に入って参りました。加えて、資材価格や燃料費の高止まり、円安による輸入コストの上昇、世界経済の不安定化といった外的要因も重なり、組合員の皆様の経営を圧迫する状況は依然として続いております。

一方で、米価に関しては、ここ数年の厳しい価格低迷から一転しました。これは、需給調整の効果や消費行動の変化、輸出需要の高まりなどが背景にあります。現場の農家の皆様からは、「ようやく手間に見合う価格になりつつある」という安堵の声がある一方で、「資材高や作業負担を考えると、まだまだ厳しい」という現実的な声も多く聞かれております。当組合としては、このような環境変化の中でこそ、的確な情報提供と収支の見通しに基づいた経営支援を行い、組合員の皆様が安心して生産活動に取り組める体制づくりに努めて参ります。

令和6年度は中期経営計画の最終年度として、自己改革の重点目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向けた事業活動に取り組みました。

明和町と協力し、立ち上げた「伊勢たくあんプロジェクト」は、地域の農業と文化を再び結び直す象徴的な取り組みとなりました。また、乾田レンコンの試作栽培にも着手し、新たな作目の導入と地域資源の可能性を探る取り組みを進めております。

第10回目となる「ふれあいオンステージ」では、大抽選会を開催しました。また、「JA 畑のイモ掘り体験フェス」を開催し、食農教育と併せて「防災」をテーマにイベントブースを設置し、子育て世代との繋がりを深める取り組み等も積極的に展開してきたところです。

経営基盤の強化では、奥伊勢営農センター及び多気営農センター丹生店、勢和給油所を閉店。また、農機センターの事務作業を一元化する事で、店舗集約と人的資源の再配置等による業務の効率化に努めました。

子会社(株)多気郡アグリサポートでは、引き続き地権者の皆様からお預かりしている大切な農地の維持・保全に努めて参ります。

「地域の農業とくらしにとって、なくてはならない存在」であり続けるため、組合員一人ひとりとの信頼関係を大切に、職員一同、真摯に事業運営にあたって参ります。

地域農業を取り巻く環境は大きく変化しており、日本経済は大きな転換期を迎えています。今後も変化する環境に柔軟に対応し、皆様のご期待に沿えるよう、役職員一丸となり全力で取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



令和7年7月

多気郡農業協同組合

代表理事組合長 西井 正

1. 経営理念

農業と自然を守り
豊かなくらしと明るい地域社会づくりに
貢献します



2. 経営方針

1. 農業生産の拡大・農業者の所得増大の実現と県産農畜産物の安定供給への貢献

地域農業振興計画の高度化や新たな品目の拡充、米・麦・大豆生産振興方針を計画的に実践するとともに、農業経営に配慮した「環境調和型農業」を段階的にすすめることで、持続的な生産振興を図ります。また、「健康増進」をキーワードに直売所を基点とした県産農畜産物の消費拡大を図り、地産地消・国消国産を推進します。さらに、補助事業の情報提供等により農家組合員へ出向き・出迎える活動の強化につなげます。以上を踏まえ、多様な農業者の活躍と連携により、“農業生産の拡大”を通じて“農業者の所得増大”につなげることで、多彩な農業が調和しつつ持続的に維持・発展し、県産農畜産物の安定生産・安定供給を通じて地域の食を支えている姿を目指します。

2. 人と組織が成長する持続可能な JA 経営の確立

今後も引き続き自己改革を実践するため、環境変化を見通し、事業の収益性・経営の健全性を確保するための戦略と、これを実現する経営管理手法などの経営要素を整備・強化し、着実に成果が表れている姿を目指します。

3. 組合員・利用者とともに取り組む組織・地域の活性化

組合員や利用者との対話を通じてニーズを把握し、豊かなくらしの実現に貢献するとともに、「JA ファン」の拡大につなげます。さらに、組合員の声に基づいた総合事業と協同活動を展開することで、組合員およびその次世代層との関係性を深めるとともに、地域共生社会の一員として多様な関係者と連携し、“地域の活性化”に貢献している姿を目指します。

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

1. 産地の将来展望と新たな農業政策を見据えた「地域農業振興計画」を策定し、農業者の支援と農地を守る取組を計画的に実践するとともに、農業経営に配慮した「環境調和型農業」への取組をすすめる、持続的な生産振興を図ります。
2. 「食」「農」にかかる理解醸成に加え、「健康」をキーワードとした野菜・果物等の摂取促進に取り組み、消費につなげる行動変容への働きかけを強化することで、農畜産物の消費拡大を図り、地産地消・国消国産を推進します。
3. 持続可能な農業経営に資する「農政運動」を国・県・市町の各段階で展開し、適正な価格形成の実現や地域営農実態に即した政策の確立につなげます。
4. 「販売力の強化」や「生産資材コストの低減」に取り組むとともに、「出向き・出迎える活動」を強化し、農業者の経営課題解決を図ります。

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

1. 農業者等の経営支援に関する取組方針
中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。
また金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。
2. 農業者等の経営支援に関する態勢整備
「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会の会議体において協議を行い、その結果等を必要に応じて理事会に報告しています。
3. 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援
三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。
4. 担い手の経営のライフステージに応じた支援
担い手の経営のライフステージ（就農（創業期）・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。
具体的には、農業経営資金等の各種農業資金、制度資金の提供、担い手の農業経営の負担軽減を目的としたJAバンク利子助成を実施しています。

5. 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業負債整理関係資金を提供するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。
なお、担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行うため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

6. 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献など

三重県下JAバンクでは、「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。子供たちに食と農業の関わり等への理解を深めてもらうことを目的としているもので、県内小学校高学年への教材本の寄贈や、農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

1. 生産履歴記帳運動

2. ポジティブリスト制度に対応した農薬適正使用の啓発と農薬残留分析を行い、安全・安心な農畜産物の販売促進の実施

◇ファーマーズマーケットの開設

1. 農産物直売所「スマイル明和・スマイル多気」

2. 食堂「自然の味処 すまいる」

◇農業関連融資の状況

1. 認定農業者の農業改善計画の達成に必要な短期運転資金として農業経営改善促進資金（スーパーS資金）を取扱中

2. 農業機械取得については農業経営資金を取扱中

3. 後継者の就農・新規就農については、県の貸付金貸付要領に定める「就農施設等資金」を取扱中

◇農業祭の開催、地産地消・食育の取り組みなど

1. 学校給食への地場産農産物の供給

2. 出前授業による児童・生徒との味噌や豆腐づくり

3. さつまいもの収穫体験を含めた「JA畑のイモ掘り体験フェス」を開催

5. 沿革・歩み

年 月	内 容
平成 元年 10 月	多気郡管内 5 ヶ町村 6 農協（明和町農業協同組合、多気町農業協同組合、三重勢和農業協同組合、大台東部農業協同組合、大台町農業協同組合、宮川農業協同組合）が合併し「多気郡農業協同組合」設立
平成 2 年 4 月	オートパル（現：明和整備工場） 竣工
平成 2 年 10 月	波多瀬支店 竣工
平成 7 年 10 月	丹生支店 竣工
平成 12 年 4 月	シルバーセンター 開設
平成 13 年 11 月	奥伊勢営農センター 開設
平成 14 年 4 月	多気営農センター 開設
平成 15 年 4 月	明和営農センター 開設 ファーマーズマーケット「スマイル」開設
平成 18 年 10 月	ファーマーズマーケット「スマイル」のブライトガーデン明和移転
平成 19 年 4 月	南明星支店、多気支店、津田支店、西外城田支店、丹生支店、波多瀬支店、川添支店、長ヶ支店、領内支店、大杉谷支店 閉店 （体制整備により 11 支店に統合）
平成 19 年 8 月	セレモニーホール「虹のホール明和」 竣工
平成 21 年 8 月	旧佐奈支店跡をセレモニーホール「虹のホール多気」に改築
平成 21 年 12 月	ファーマーズマーケット「スマイル多気」・自然の味処「すまいる」 竣工
平成 25 年 3 月	上御糸支店 竣工
平成 27 年 2 月	シルバーセンター「すまいる」 竣工
平成 28 年 4 月	本店、葬祭センター 移設
平成 29 年 4 月	子会社「㈱多気郡アグリサポート」 設立
平成 30 年 6 月	明和給油所セルフスタンド化
平成 30 年 9 月	燃料センター、明和給油所、オートパルの複合施設「パルスステーション」 竣工
令和 元年 5 月	旧川添支店跡に大台支店を移設 大台東部支店 閉店（体制整備により 10 支店に統合）
令和 元年 10 月	旧領内支店跡をセレモニーホール「虹のホール領内」に改装
令和 2 年 5 月	明和北支店 竣工 大淀支店、上御糸支店、下御糸支店 閉店（体制整備により 8 支店に統合）
令和 3 年 3 月	多気営農センター 事務所改装
令和 3 年 9 月	明和南支店 竣工 斎宮支店、明星支店 閉店（体制整備により 7 支店に統合）
令和 4 年 4 月	ガス・自動車事業を事業譲渡（㈱JA全農みえサービスへ） 明和給油所の燃料事業を事業移管（同上）
令和 4 年 10 月	佐奈支店改装および相可支店と統合し多気支店へ名称変更 勢和支店準基幹店化および多気勢和支店へ名称変更 相可支店 閉店（体制整備により 5 支店 1 準基幹店） 投資信託業務 開始
令和 5 年 4 月	奥伊勢営農Cみやがわ店を事業移管（㈱ツムキコーポレーションへ）
令和 5 年 10 月	宮川支店準基幹店化および大台宮川支店へ名称変更 （体制整備により 4 支店 2 準基幹店）
令和 6 年 3 月	勢和給油所（フルサービス）を閉店 奥伊勢営農センターおよび丹生店 窓口業務閉店（多気営農センターへ業務集約）

6. 事業の概況（令和6年度）

【営農指導事業・販売事業】

《水 稲》

品質は、高温多照の影響で白未熟米が多く、1等米比率が大きく低下しました。

《小 麦》

5月下旬より収穫が始まりましたが、湿害と赤カビ病の影響で収量は大幅に減少しました。

《大 豆》

高温が続いた為、害虫の発生が多く、品質の低下がみられました。収量は平年を下回る結果となりました。

《蔬 菜》

春トマトは着色が進まず、販売高は昨年を下回る結果となりました。

伊勢いもは、降雨が少なかった為、肥大が進まず、昨年を下回る出荷量となりました。

《果 実》

いちごは、夏場の気温が高く推移した影響で1番果の花芽分化は平年より遅れました。また、秋の高温により2番果の分化も遅れ、出荷量には例年に比べバラつきが見られましたが、価格は高値で推移しました。

次郎柿の出荷量は昨年を下回りましたが、価格は出荷期間を通じて高値で推移しました。

《茶 》

1番茶は主産県での豊作により、県内取引が低調となり単価が下落しました。しかし、2番茶は昨年並みの水準で推移しました。秋番茶については、干ばつの影響で収量が減少した為引き合いが強まり、価格を下げることなく取引を終了しました。

《畜 産》

インバウンド需要の増加や、コロナ禍で停滞していた外食産業の需要が徐々に回復した影響もあり、牛肉の消費が伸びています。その結果、枝肉相場は10月中旬以降、年末にかけて昨年の水準を上回る価格で推移しました。

《農 産 物 直 売 所》

旬の農産物をメインにした売り場づくりやイベント等の実施により、地域農産物の販売促進を行い、レシピやPOP等で旬の農産物の魅力を発信しました。会員制倉庫型店舗の商品を仕入れ・販売し、集客と売上アップを図りました。異常気象の影響で農産物が減少し、品薄商品が多く見受けられました。加えて、市場価格の高騰により販売価格が上昇しました。

《食 堂》

旬の地元食材を使用した季節メニューにより、地場産農産物をPRしました。資材や原材料の高騰に伴い、価格および内容の見直しを行いました。敷地内のスマイル多気店ではお弁当等の販売が定着し、売上の増加に繋がりました。

【信用事業】

《貯 金》

相談会・各種特典・キャンペーン等を活用し、多様なニーズに応えるライフプランのサポートをおこない、良好な関係維持・顧客基盤の強化に努めました。各会議等で事務手続き遵守の確認・指導を行い、不祥事未然防止、内部統制整備、マネー・ローンダリング等対応力の強化に取り組みました。

《融 資》

農業融資においては、担い手金融リーダーが主体となり、経営課題に対するソリューション提供に取り組み、農業金融機能の発揮による農業者の成長支援、円滑な資金提供を行いました。また、資材高騰の影響を受けた方へ資金提供と合わせて、利子補給、保証料助成を行いました。

生活関連資金については、住宅ローン融資渉外を配置し、住宅関連会社へのルートセールスの実践により、新規利用者の獲得に努めました。

《運 用》

運用においては、債券・投資信託・株式等をバランスよく運用し収益性と安全性を考慮にいれ、安定した収益確保に努めました。

《資産サポート》

高齢者に対する資産相談業務として、相続セミナーを開催し、相続ニーズの把握・提案・フォローを行いました。また、次世代層情報収集活動を行い、投資信託等の情報提供と次世代層との関係強化に努めました。

【共済事業】

全契約者への3Q訪問活動の実践と、若年層を中心とした「ひと保障」クロスセル(関連商品・サービス販売)「いえ・くるま・農業」の万全な保障提供に取り組みました。店頭では自動車共済のサービス充実を訴求し、保障の充実をすすめるグレードアップ活動を積極的に行いました。また、生命・建物・自動車共済においてはペーパーレス・キャッシュレス化により手続きの簡素化を進めるとともに、Webマイページ等利用者の利便性向上につながるサービスの提供にも注力しました。

自動車事故対応では、安心サポーターや支店職員が現場急行を行い、契約者の不安解消に努めました。

【購買事業】

《生産資材》

事業分量に応じた配当の実施や土壌診断を活用した施肥設計、銘柄集約による共同購入、農薬の大容量規格への移行、相見積もりを活用した仕入先の見直しなど、コストの削減に取り組みました。

《生活資材》

組合員・地域住民との絆づくりの一環として、第10回目のふれあいオンステージでは、大型テレビなどが当たる大抽選会を開催しました。また、シロアリ等の害虫防除、防災用品等の提案活動を行い、暮らしの支援に取り組みました。

《葬祭事業》

地域・寺院の慣例を重視し、地域から信頼される施工に努めました。また、ホール葬では即返しを勧め、喪主家の負担軽減に努めました。

《燃料事業》

給油所・配送業務においては、『安全』『安心』な給油作業の実施と、利用者の満足度向上に取り組みました。また、営農用に免税軽油を使用する農家の方々を支援する為、奨励金の支給を行いました。

《農業機械事業》

利用者や地域農業の実態に対応した事業展開を図り、信頼されるサービスと、『安全』『安心』な商品の提案に取り組みました。

【生活指導・福祉事業】

《生活指導事業》

女性部組織を基盤に、小学校での「出前授業」を行い、食農教育活動に努めました。また、健康増進活動として、「JA多気郡健康寿命100歳プロジェクト」を中心に組合員・地域住民等の健康づくりに取り組みました。

《福祉事業》

感染症対策においては、感染対策委員会を設置するとともに、対応方法に関する現場研修を実施し、利用者の皆さまに安心してご利用いただけるよう職員の意識向上に努めました。また、居宅介護支援事業においては、住み慣れた自宅での生活が継続できるよう支援を行うとともに、介護相談会を開催し、地域住民の方々との交流の機会を設けました。

～～対処すべき重要な課題～～

① 信頼に応える農畜産物の生産・販売

消費者の信頼に応えていくため、生産から販売まで一貫した食の安全・安心を守る取り組みを強化します。

② 経営の健全性確保と透明性の向上

リスク管理、コンプライアンスを重視し、経営の健全性、透明性の維持向上に取り組みます。

計画的な施設整備及び不稼働資産の有効活用を図り、経営の効率化に努めます。

③ 自己改革の実践

農業所得の増大、農業生産の拡大、地域の活性化に全力で取り組みます。

7. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、多気郡明和町、多気町、大台町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	7, 249人	出資金	1, 475, 418千円
------	---------	-----	---------------

●地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 106, 250百万円

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
当座貯金	定めなし	1円以上	手形・小切手の決済用貯金
普通貯金	定めなし	1円以上	要求払い貯金
貯蓄貯金	定めなし	1円以上	金額階層別金利を適用
通知貯金	定めなし (7日間の据置)	5万円以上	払戻しにはあらかじめその日を予告・通知 (2日前)が必要
定期貯金	1ヶ月以上5年以内	1千円以上	満期日を定めて預入れ、原則満期日まで 払戻しの出来ない期限付き貯金
定期積金	6ヶ月以上5年以内	1千円以上	一定金額を毎月一定の日に、一定期間掛 け込むことを条件に一定の契約金額を支 払う契約
財形貯金	3年以上	1千円以上	一般・住宅・年金(事業主との契約が必要)

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

(単位：百万円)

正組合員		4,005
准組合員		5,870
員 外	地方公共団体	2,096
	地方公社等	-
	金融機関	4,500
	その他員外	657
	計	7,253
合 計		17,129

(2) 制度融資取扱い状況

(単位：百万円)

資金名	残高	制度の概要等
農業経営近代化資金	252	農業経営の近代化を図るための資金
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	203	農業経営の運転資金

(3) 融資商品

資金名	対象者	資金用途	商品の概要等
農業経営資金	農業者	農業経営に関する資金	農業用機械・施設・経営に必要な資金
住宅ローン	一般	住宅	住宅の新築・増改築に必要な資金
マイカーローン	一般	自動車	自動車(2輪含む)の購入、車検に必要な資金
多目的ローン	一般	生活資金	生活必需品等の購入に必要な資金
教育ローン	一般	入学・在学費用	お子様の教育に必要な資金
貯金担保貸付	一般	生活資金	J Aの定期性貯金を担保とします。
共済証書担保貸付	一般	生活資金	J A共済の積立金を担保とします。

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

多気郡農業協同組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実な対応に努めていきます。

●地域密着型金融への取組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会の会議体において協議を行ない、その結果等を理事会に報告しています。

また、必要に応じて弁護士、税理士等外部専門家と連携し、経営支援を行なえるような態勢整備をしています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ(就農(創業期)・発展期・成熟期・再生期・承継期)に応じた支援に取り組んでいます。

具体的には、農業経営資金等の各種農業資金、制度資金の提供、担い手の農業経営の負担軽減を目的としたJAバンク利子助成を実施しています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

農業負債整理関係資金を提供するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。なお、担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

＜地方公共団体への協力＞

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市町村の行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

＜地域への奉仕活動＞

「ふれあい」「感謝」をテーマに、学校給食へ管内農産物の提供、各支店を拠点とした地域の清掃活動（地域の環境保全、景観保全）等のボランティア活動や地域行事への参加、年金相談会の開催、弁護士による法律相談会の開催、日本赤十字社の献血への積極的参加等を行い組合員・地域の住民とのつながりを強化しました。

(2) 利用者ネットワーク化への取組み

《年金友の会》

当組合に年金振込をしていただいている方を対象に結成（平成2年）した組織

会員数 : 7, 057名

活動内容 : ゴルフ大会、グラウンドゴルフ大会の開催、講話会
マイクロバスによる直売所買い物ツアー、親睦旅行等の開催

特典 : 誕生月に記念品のプレゼント
定期貯金（1年もの）100万円を限度とし、金利上乘せ
など

《にじの会》

趣旨 : 核家族、高齢化が進む中、福祉活動の一環として、組合員をはじめ、その家族または地域住民が介護を希望する人に対し、老後が安心して暮らせるよう福祉事業を展開し、地域貢献活動を強化する。

会員数 : 33名

活動内容 : 技術向上のための研修
ミニデイサービスの実施
ふらっとほ一むの開設

(3) 情報提供活動

＜JA多気郡広報誌「はばたき」の定期発行＞

当組合では、平成元年10月の合併以来、広報誌「はばたき」を毎月発行しております。本誌は当組合の活動のみならず、地元の行事・活動を紹介し、幅広い情報を提供していく中で、身近な広報誌として地域の皆様にご好評を頂いています。

＜ホームページの開設＞

当組合では、平成10年4月以来、ホームページを開設し、施設および事業内容、各種相談サービス等を紹介しています。

ホームページのURLは、<https://www.ja-takigun.or.jp> です。

8. リスク管理の状況

●リスク管理の体制等

【リスク管理基本方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっている。当組合ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じている。

1 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3) リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらずリスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

(4) リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

2 環境変化への対応

(1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。

(2) リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

3 方針の検証と見直し

(1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性及び妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。

(2) 前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取組み】

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

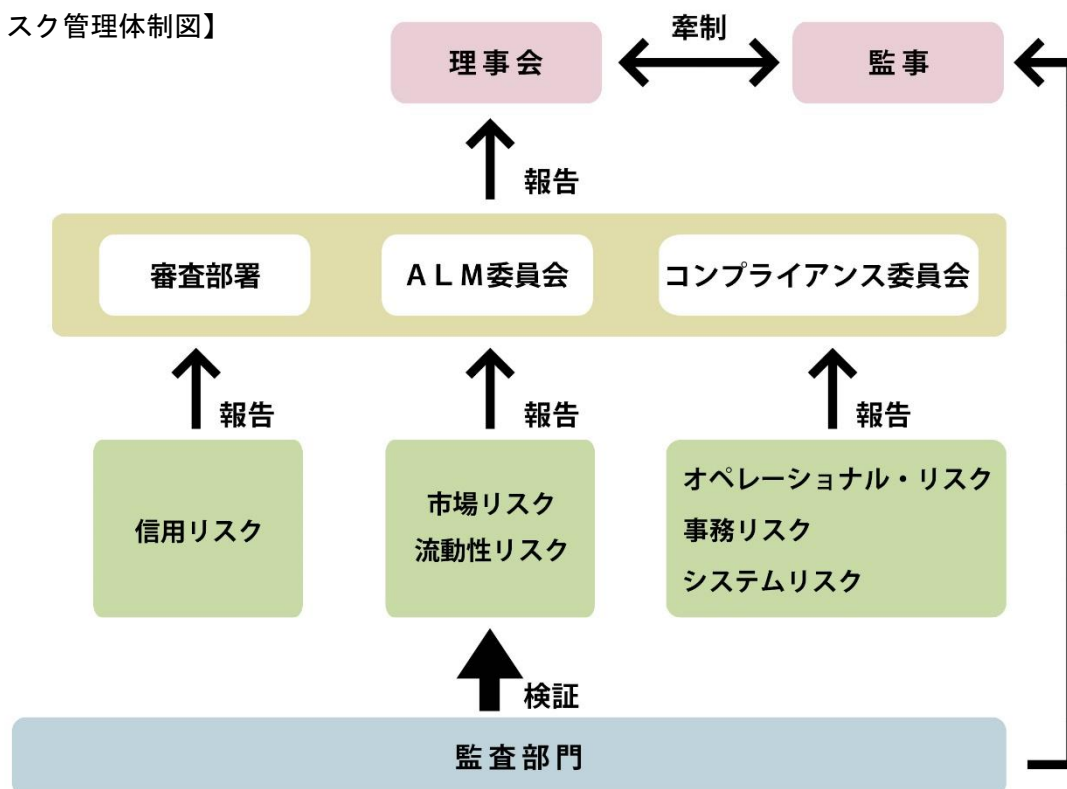
(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

【リスク管理体制図】



●法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

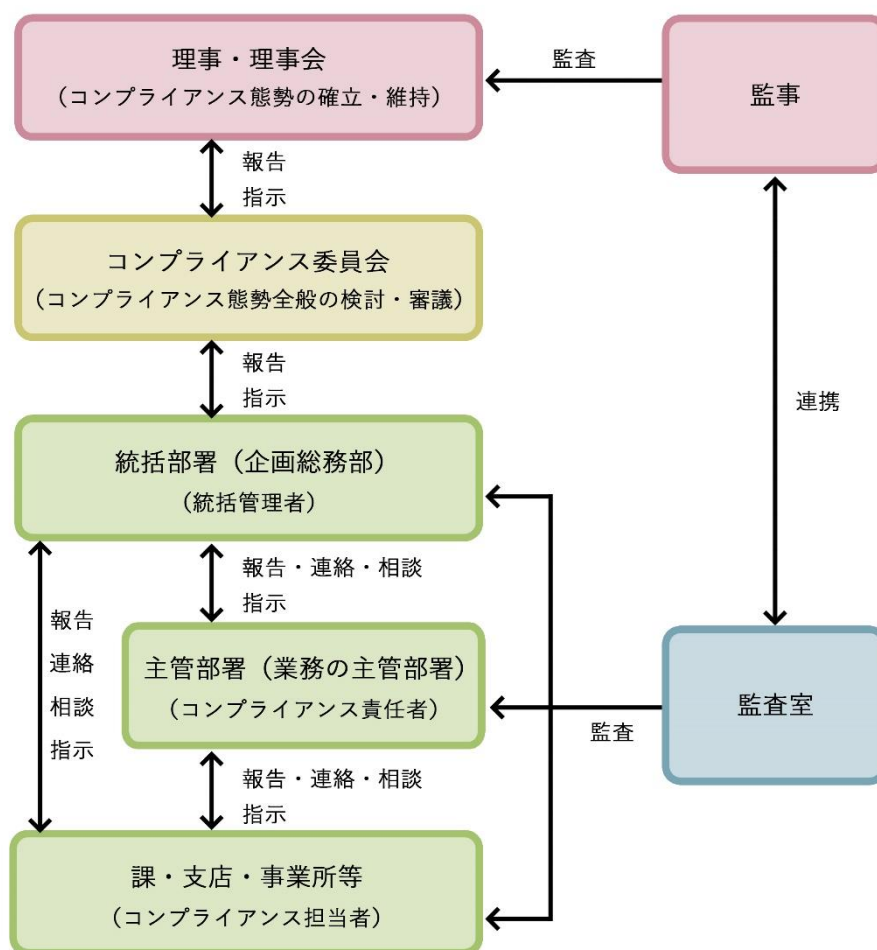
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部门・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

多気郡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口

JAバンクの場合（本店 金融共済部 ）

（電話番号：0596 - 52 - 0122 （9時～17時、金融機関の休業日を除く））

JA共済の場合（本店 金融共済部保全課）

（電話番号：0596 - 52 - 0125 （9時～17時、金融機関の休業日を除く））

JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内）でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受付しております。

（電話番号：03 - 6837 - 1359 （9時～17時、金融機関の休業日を除く））

また、JA 共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA 共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

(電話番号：0120 - 536 - 093 (9 時～18 時 (月～金曜日)、9 時～17 時 (土曜日)、日曜日、祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く))

【紛争解決措置の内容】

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター (※)	052-203-1777	月～金 (祝日・年末年始除く) 10:00～16:00
公益財団法人民間総合調停センター (大阪府)	J Aバンク相談所 (一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所内) を通じてのご利用となります。	

*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口または J Aバンク相談所 (一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359) にお申し出ください。なお、(※) の付いた各弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況 および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
- 具体的には、
- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取扱い方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

地域の金融機関である J A の使命は、地域の皆さまの幅広い金融ニーズにきめ細かく対応することによって、地域社会や産業の発展に貢献することと考えます。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、14.99%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	多気郡農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,475 百万円（前年度 1,499 百万円）

10. 主要な業務の内容

●事業の内容

《信用事業》

貯金・融資・為替など銀行業務といわれる内容の業務を行っています。また、J A・三重県信連・農林中央金庫という三段階の組織が結びつき、地域の金融機関として組合員・利用者の皆様に幅広くご利用いただいております。

(1) 貯金業務

組合員・地域の皆様からの貯金をお預かりし、着実な資金作りをお手伝いしております。当座貯金、普通貯金、総合口座（一般口・経済口）、定期貯金、定期積金などの各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

(2) 融資業務

農業者をはじめ組合員・地域の皆様に必要な各種資金をご融資しております。

(3) 為替業務

全国のJ A・県信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしております。

(4) サービス・その他

当組合では、全国オンラインシステムを利用して、年金・給与などの各種自動受取、公共料金や税金などの各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしております。また、全国のJ Aでの貯金の入出金や、銀行・信用金庫などでも出金のできるキャッシュサービスや、ネットバンクなど色々なサービスに努めております。

《共済事業》

さまざまなリスクに備えた下記の共済を軸に取り扱うことで、組合員・地域の皆様の暮らしをお守りしております。

- ・ひと（終身共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、介護共済など）
- ・いえ（建物更生共済、火災共済）
- ・くるま（自賠責共済、自動車共済など）

《購買事業》

農業生産用資材（肥料、農薬、飼料など）の販売、生活用品・家電製品の販売、農機具の販売修理、石油類の販売、葬祭用品の販売などを低価格・安全・良品質に提供できるよう努めております。

《販売事業》

米穀（米・麦・大豆などの穀類）、青果物、畜産物の集荷及び販売を行っております。

《保管事業》

米穀の保管・管理を行っております。

《営農指導事業》

出向く営農指導を中心に、農業経営の技術・経営指導、農畜産物市場の情報提供、新しい作物（品種）や技術の導入等、組合員の営農支援のための活動を行っております。

《生活指導事業》

女性部組織を基盤に学校給食への食材提供、自給野菜づくり、安全・安心な地元産農産物を使った加工品づくり等、女性の視点を活かした活動を行い、地域の活性化に努めております。

《介護事業》

シルバーセンターすまいる（明和町）は下記の事業を行っております。

- ・小規模多機能型居宅介護事業
- ・通所介護事業
- ・居宅介護支援事業

《利用・加工事業》

ライスセンター、カントリーエレベーターの穀類乾燥調整施設をはじめ、各種苗の育苗施設、精米機など組合員・地域の皆様にご利用いただいております。また多気加工場では斎王味噌の加工販売を行っております。

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

（１）「ＪＡバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

（２）「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

（３）「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

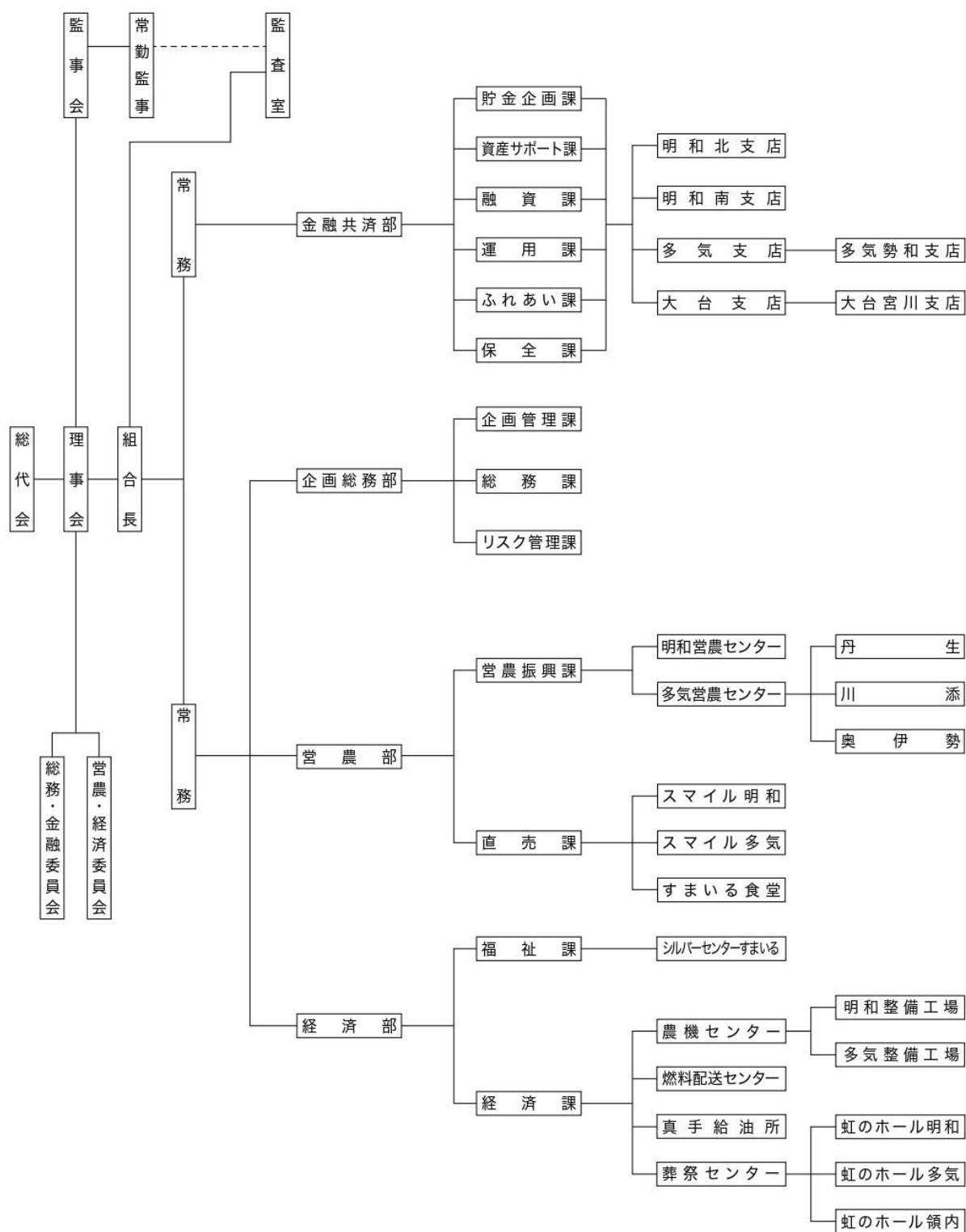
（４）貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

11. 経営の組織

●組織機構図

(令和7年4月1日現在)



●組合員数

(単位：人)

	5 年度末	6 年度末	増 減
正組合員数	4,987	4,839	△148
個 人	4,960	4,809	△151
法 人	27	30	3
准組合員数	2,448	2,410	△38
個 人	2,432	2,395	△37
法 人	16	15	△1
合 計	7,435	7,249	△186

●組合員組織の状況

組織名	構成員数
農家実行組合	285 名
青壮年部	17 名
女性部	528 名
稲作部会	46 名
苺部会	32 名
みかん部会	37 名
柿部会	129 名
伊勢いも部会	15 名
茶部会	32 名
ハウス部会	10 名
肉牛肥育部会	7 名
施設部会	4 名
白ねぎ部会	15 名
年金友の会	7,057 名
にじの会	33 名
奥伊勢えごま倶楽部	48 名
麦部会	27 名
大豆部会	15 名

●地区一覧

3 町 ——— 明和町、多気町、大台町

●特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

12. 役員構成

(令和7年6月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	西 井 正	理 事	藪 本 良
常 務 理 事	細 渕 則 一	〃	板 谷 和 浩
常 務 理 事	奥 田 元 康	〃	中 井 啓 悟
理 事	田 端 保 正	〃	米 田 達 弥
〃	西 村 光 弘	〃	尾 家 良 美
〃	小 川 久 司	〃	高 橋 千 里
〃	渡 邊 裕	代 表 監 事	大 松 隆
〃	田 端 学	常 勤 監 事	中 谷 英 樹
〃	高 橋 幸 照	監 事	湯 谷 静 也
〃	中 野 修	〃	鈴 木 正 人
〃	川 口 伸 介	〃	小 竹 行 哉

13. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和7年6月現在）

所在地：東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町14階

14. 事務所の名称及び所在地

店舗名	住 所	電話番号	ATM 設置台数
本 店	多気郡明和町大字斎宮 1831-21	0596-52-0121	1 台
明 和 北 支 店	多気郡明和町大字行部 525-1	0596-55-5102	1 台
明 和 南 支 店	多気郡明和町大字上野 77-6	0596-52-6700	1 台
多 気 支 店	多気郡多気町四神田 340-2	0598-39-3126	1 台
多 気 勢 和 支 店	多気郡多気町古江 1295	0598-49-2015	1 台
大 台 支 店	多気郡大台町上楠 221-1	0598-83-2611	1 台
大 台 宮 川 支 店	多気郡大台町江馬 294-2	0598-76-1150	1 台

(店舗外 CD・ATM 設置台数 4 台)

店舗名	住 所	電話番号	ATM 設置台数
A T Mコーナー大淀 (旧大淀支店)	多気郡明和町大字大淀甲 2553	0596-55-5102 (明和北支店)	1 台
A T Mコーナー相可 (旧相可支店)	多気郡多気町相可 182-1	0598-39-3126 (多気支店)	1 台
A T Mコーナー丹生 (旧丹生支店)	多気郡多気町丹生 1804-1	0598-49-2015 (多気勢和支店)	1 台
A T Mコーナー大台東部 (旧大台東部支店)	多気郡大台町栃原 1683-2	0598-83-2611 (大台支店)	1 台

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部	令和5年度	令和6年度	負 債・純 資 産 の 部	令和5年度	令和6年度
1 信用事業資産	107,767,987	106,184,861	1 信用事業負債	107,580,589	106,519,298
(1)現金	253,212	394,266	(1)貯金	107,370,785	106,250,389
(2)預金	75,862,334	73,817,592	(2)その他の信用事業負債	209,804	268,909
系統預金	73,360,235	70,314,583	未払費用	31,613	66,641
系統外預金	2,502,098	3,503,008	その他の負債	178,191	202,267
(3)金銭の信託	1,473,210	1,583,935	2 共済事業負債	512,253	438,186
(4)有価証券	13,916,866	13,073,300	(1)共済資金	336,854	266,731
国債	1,602,590	1,365,530	(2)未経過共済付加収入	174,253	170,335
地方債	2,560,970	2,126,700	(3)その他の共済事業負債	1,144	1,119
政府保証債	-	94,970	3 経済事業負債	138,161	159,025
社債	8,043,354	7,897,347	(1)経済事業未払金	115,851	117,693
株式	229,367	265,590	(2)経済受託債務	22,309	41,331
受益証券	1,117,766	959,107	4 雑負債	176,979	149,067
投資証券	362,818	364,056	(1)未払法人税等	22,590	7,462
(5)貸出金	16,077,531	17,129,922	(2)資産除去債務	11,147	11,271
(6)その他の信用事業資産	185,949	186,765	(3)その他の負債	143,241	130,333
未収収益	115,984	133,457	5 諸引当金	620,382	575,784
その他の資産	69,964	53,307	(1)賞与引当金	51,733	48,329
(7)貸倒引当金	△1,116	△921	(2)退職給付引当金	441,625	414,357
2 共済事業資産	2,592	2,971	(3)役員退職慰労引当金	16,729	22,449
(1)その他の共済事業資産	2,592	2,971	(4)特例業務負担金引当金	110,295	90,649
3 経済事業資産	1,193,944	1,184,328	負債の部合計	109,028,366	107,841,362
(1)経済事業未収金	941,105	900,409	1 組合員資本	6,816,912	6,890,414
(2)経済受託債権	121,311	133,172	(1)出資金	1,499,451	1,475,418
(3)棚卸資産	111,845	124,790	(2)資本準備金	6,479	6,479
購買品	101,768	103,780	(3)利益剰余金	5,326,138	5,426,160
その他の棚卸資産	10,076	21,009	利益準備金	1,608,686	1,658,686
(4)その他の経済事業資産	25,961	26,284	その他利益剰余金	3,717,452	3,767,474
(5)貸倒引当金	△6,280	△328	電算積立金	259,000	259,000
4 雑資産	155,232	159,015	信用基盤強化積立金	561,147	561,147
5 固定資産	2,475,103	2,395,675	営農施設整備積立金	300,000	300,000
(1)有形固定資産	2,462,044	2,380,527	経営安定対策積立金	1,420,000	1,520,000
建物	3,842,867	3,762,227	特別積立金	633,237	633,237
構築物	634,226	613,410	当期末処分剰余金	544,067	494,089
機械装置	637,911	629,873	(うち当期剰余金)	(185,044)	(131,960)
土地	684,142	678,058	(4)処分未済持分	△15,156	△17,643
リース資産	10,614	10,614	2 評価・換算差額等	10,495	△400,627
建設仮勘定	-	39,127	(1)その他有価証券評価差額金	10,495	△400,627
その他の有形固定資産	227,818	222,210	純資産の部合計	6,827,407	6,489,786
減価償却累計額	△3,575,536	△3,574,993	負債及び純資産の部合計	115,855,774	114,331,149
(2)無形固定資産	13,058	15,147			
6 外部出資	3,980,529	3,980,539			
(1)外部出資	3,980,529	3,980,539			
系統出資	3,889,965	3,889,965			
系統外出資	81,564	81,574			
子会社等出資	9,000	9,000			
7 繰延税金資産	280,385	423,757			
資産の部合計	115,855,774	114,331,149			

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	1,793,852	1,606,782	(9) 保管事業収益	25,097	23,491
事業収益	3,201,545	3,141,040	(10) 保管事業費用	9,240	8,822
事業費用	1,407,693	1,534,257	保管事業総利益	15,857	14,669
(1) 信用事業収益	1,115,277	1,146,515	(11) 加工事業収益	7,209	7,472
資金運用収益	932,099	979,647	(12) 加工事業費用	1,264	1,125
(うち預金利息)	(426,974)	(435,525)	加工事業総利益	5,944	6,346
(うち有価証券利息)	(222,149)	(224,519)	(13) 利用事業収益	354,246	396,674
(うち貸出金利息)	(206,825)	(235,889)	(14) 利用事業費用	343,142	384,883
(うちその他受入利息)	(76,148)	(83,713)	利用事業総利益	11,103	11,790
役務取引等収益	30,169	32,812	(15) 介護事業収益	125,946	123,778
その他事業直接収益	39,697	36,923	(16) 介護事業費用	50,350	49,571
その他経常収益	113,310	97,131	介護事業総利益	75,596	74,206
(2) 信用事業費用	127,772	309,288	(17) その他事業収益	203	167
資金調達費用	37,187	88,302	(18) その他事業費用	113	114
(うち貯金利息)	(36,078)	(87,225)	その他事業総利益	89	52
(うち給付補填備金繰入)	(126)	(107)	(19) 指導事業収入	2,331	2,400
(うち借入金利息)	(-)	(3)	(20) 指導事業支出	17,738	18,736
(うちその他支払利息)	(981)	(965)	指導事業収支差額	△15,407	△16,336
役務取引等費用	19,335	19,756	2 事業管理費	1,596,909	1,495,294
その他事業直接費用	4,800	150,162	(1) 人件費	1,052,343	997,392
その他経常費用	66,449	51,067	(2) 業務費	173,959	171,397
(うち貸倒引当金戻入益)	(△150)	(△194)	(3) 諸税負担金	63,066	64,236
信用事業総利益	987,505	837,226	(4) 施設費	302,937	258,749
(3) 共済事業収益	443,096	414,656	(5) その他事業管理費	4,601	3,518
共済付加収入	412,690	385,367	事業利益	196,942	111,488
共済その他手数料	25,499	25,738	3 事業外収益	73,785	62,836
保険代理店手数料	3,066	2,906	(1) 受取雑利息	457	302
その他の収益	1,840	642	(2) 受取出資配当金	42,469	43,351
(4) 共済事業費用	33,797	30,383	(3) 賃貸料	9,348	11,473
共済推進費	19,320	17,700	(4) 雑収入	21,509	7,709
共済保全費	2,716	2,942	4 事業外費用	2,679	4,627
その他の費用	11,760	9,739	(1) 寄付金	840	1,238
共済事業総利益	409,299	384,272	(2) 雑損失	1,838	3,388
(5) 購買事業収益	1,056,908	954,289	経常利益	268,049	169,697
購買品供給高	931,160	835,302	5 特別利益	1,644	17,117
購買手数料	44,325	35,662	(1) 固定資産処分益	1,467	17,117
修理サービス料	20,426	19,638	(2) 一般補助金	177	-
その他の収益	60,995	63,686	6 特別損失	27,645	23,660
(6) 購買事業費用	808,455	716,912	(1) 固定資産処分損	1,133	7,306
購買品供給原価	750,432	667,836	(2) 固定資産圧縮損	177	-
購買品供給費	2,919	2,826	(3) 減損損失	26,333	16,354
修理サービス費	701	671	税引前当期利益	242,049	163,154
その他の費用	54,401	45,578	法人税、住民税及び事業税	46,782	15,302
(うち貸倒引当金繰入額)	(963)	(-)	法人税等調整額	10,221	15,891
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△5,870)	法人税等合計	57,004	31,194
購買事業総利益	248,453	237,376	当期剰余金	185,044	131,960
(7) 販売事業収益	73,185	75,619	当期首繰越剰余金	359,022	362,128
販売手数料	37,547	39,231	当期末処分剰余金	544,067	494,089
その他の収益	35,637	36,387			
(8) 販売事業費用	17,775	18,442			
その他の費用	17,775	18,442			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,003)	(△81)			
販売事業総利益	55,409	57,176			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

●キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー			雑利息及び出資配当金の受取額	41,337	43,344
税引前当期利益	242,049	163,154	法人税等の支払額	△52,423	△23,619
減価償却費	141,100	112,806	事業活動によるキャッシュ・フロー	235,277	83,482
減損損失	26,333	19,383	2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,438	△6,146	有価証券の取得による支出	△2,703,068	△2,124,919
外部出資等損失引当金の増減額（△は減少）	-	-	有価証券の売却による収入	2,248,230	2,249,258
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,893	△3,403	有価証券の償還による収入	300,959	101,026
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△2,920	△27,268	金銭の信託の増加による支出	△140,641	△137,600
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	1,160	5,720	金銭の信託の減少による収入	7,169	6,592
特例業務負担金引当金の増減額（△は減少）	△14,405	△19,646	固定資産の取得による支出	△20,431	△59,692
信用事業資金運用収益	△990,108	△1,014,792	固定資産の処分による収入	7,500	9,921
信用事業資金調達費用	37,187	88,302	外部出資による支出	-	△10
受取雑利息及び受取出資配当金	△42,927	△43,654	リース資産の処分による収入	-	-
有価証券関係損益（△は益）	△55,339	68,094	投資活動によるキャッシュ・フロー	△300,282	44,578
固定資産売却損益（△は益）	△333	△9,811	3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産圧縮損（△は益）	177	-	リース債務の返済による支出	△1,804	-
その他の損益（△は益）	8,469	△31,057	出資の増額による収入	39,450	25,509
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			出資の払戻しによる支出	△47,482	△35,244
貸出金の純増（△）減	△324,468	△1,052,391	持分の取得による支出	△14,085	△15,156
預金の純増（△）減	△500,000	2,000,000	持分の譲渡による収入	14,085	15,156
貯金の純増減（△）	741,336	△1,120,395	出資配当金の支払額	△22,021	△22,012
その他の信用事業資産の純増（△）減	△17,258	17,156	財務活動によるキャッシュ・フロー	△31,858	△31,748
その他の信用事業負債の純増減（△）	△45,157	23,840	4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			5 現金及び現金同等物の期首残高	492,409	395,547
共済資金の純増減（△）	40,626	△70,123	6 現金及び現金同等物の期末残高	395,547	491,859
未経過共済付加収入の純増減（△）	406	△3,918			
その他の共済事業資産の純増（△）減	2,589	△379			
その他の共済事業負債の純増減（△）	895	△25			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	32,684	40,696			
経済受託債権の純増（△）減	△20,173	△11,860			
棚卸資産の純増（△）減	23,470	△12,944			
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△13,176	1,842			
経済受託債務の純増減（△）	2,246	19,022			
その他の経済事業資産の純増（△）減	△1,589	△323			
(その他の資産及び負債の増減)					
その他の資産の純増（△）減	26,052	55,919			
その他の負債の純増減（△）	△1,193	△14,009			
未収消費税等還付金の純増（△）減	3,758	△28,202			
未払消費税等の純増減（△）	17,208	△15,683			
信用事業資金運用による収入	973,873	997,544			
信用事業資金調達による支出	△28,874	△53,762			
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△14,002	△9,925			
小 計	246,363	63,757			

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
 - ② 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品(数量管理)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (2) 購買品(売価管理)・・・売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (3) その他の棚卸資産(原材料・貯蔵品)・・・最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)については定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)での定額法により償却しています。
- (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・機械銀行・加工場・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・居宅介護支援・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しております。

なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しております。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 26,333千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は276,907千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	圧縮額
建 物	77,906
構 築 物	88,363
機 械 装 置	104,891
工具器具備品	5,745

2. リース契約により使用する重要な固定資産(資産の部に計上したものを除く)

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、JASTEMの端末・周辺機器、共済システムの端末・周辺機器及び業務用車輛等があります。

3. 担保に供している資産

為替決済の取引の担保として、定期預金1,250,000千円を設定しています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 35,436千円

子会社等に対する金銭債務の総額 44,186千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は46,503千円、危険債権額は69,214千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債券のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は115,717千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	60,304千円
うち事業取引高	57,576千円
うち事業取引以外の取引高	2,727千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	65,317千円
うち事業取引高	64,597千円
うち事業取引以外の取引高	719千円

2. 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
燃料配送センター	営業用店舗	土地及び建物、機械装置	業務用固定資産
奥伊勢営農センター	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

燃料配送センターについては、当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、奥伊勢営農センターについては店舗集約により遊休資産となることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

燃料配送センター	1,462千円	(土地398千円、建物891千円、機械装置172千円)
奥伊勢営農センター	24,871千円	(土地24,871千円)
合 計	26,333千円	(土地25,269千円、建物891千円、機械装置172千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

燃料配送センターの固定資産及び奥伊勢営農センターの土地の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

3. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、3,037千円の棚卸評価損が含まれています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,188,988千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	75,862,334	75,727,996	△ 134,337
有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	429,141	29,141
その他の有価証券	13,516,866	13,516,866	—
貸出金	16,092,611		
貸倒引当金 (*1)	△ 1,116		
貸倒引当金控除後	16,091,495	16,248,728	157,232
資産計	105,870,695	105,922,732	52,036
貯金	107,370,785	107,247,017	△ 123,767
負債計	107,370,785	107,247,017	△ 123,767

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。
また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,980,529
合 計	3,980,529

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	73,362,294	—	—	—	—	2,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	183,310	380,320	1,399,160	700,000	589,576	10,128,218
貸出金(*1、2)	1,366,334	1,864,282	815,399	752,976	690,693	10,546,460
合 計	74,911,938	2,244,602	2,214,559	1,452,976	1,280,270	23,574,679

(*1) 貸出金のうち、当座貸越176,702千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等41,384千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	86,847,521	10,522,118	8,859,030	284,998	857,116	—
合 計	86,847,521	10,522,118	8,859,030	284,998	857,116	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	300,000	329,629	29,629
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	100,000	99,512	△488
合 計		400,000	429,141	29,141

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	499,751	542,790	43,038
	地 方 債	2,399,826	2,560,970	161,143
	社 債	2,699,994	2,774,520	74,525
	株 式	142,668	229,367	86,698
	受益証券	136,261	178,010	41,748
	投資証券	67,556	71,100	3,543
	小 計	5,946,059	6,356,757	410,697
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,191,689	1,059,800	△ 131,889
	社 債	5,086,322	4,868,834	△ 217,488
	受益証券	1,002,582	939,756	△ 62,826
	投資証券	323,824	291,718	△ 32,105
	小 計	7,604,418	7,160,109	△ 444,309
合 計		13,550,477	13,516,866	△ 33,611

2. 当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	304,047	5,847	—
社 債	1,625,478	30,282	4,800
株 式	72,407	13,119	147
受 益 証 券	216,880	11,312	5,834
投 資 証 券	29,737	3,568	—
合 計	2,248,549	64,130	10,782

3. 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,132,408	1,078,900	53,508
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	340,801	346,275	△5,474
合 計	1,473,210	1,425,176	48,033

VII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

(1) 期首における退職給付引当金	444,546
(2) 退職給付費用	69,218
(3) 退職給付の支払額	△ 43,398
(4) 年金資産への拠出金	△ 28,740
(5) 期末における退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	441,626

2. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

(1) 退職給付債務	951,762
(2) 年金資産	△ 510,136
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	441,625
(4) 退職給付引当金(3)	441,625

3. 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

(1) 勤務費用	69,218
(2) 退職給付費用(1)	69,218

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	120,254
減価償却超過	100,186
賞与引当金	14,086
賞与引当に係る未払社会保険料	2,418
特例業務負担金引当金	30,033
貸出金未収利息	110
役員退職慰労引当金	4,555
棚卸資産(収益性低下分)	827
未払事業税	3,058
減損損失(土地)	48,716
資産除去債務	3,035
中央会賦課金	9,407
繰延資産	1,025
外部出資評価損	1,076
減損損失(無形固定資産)	856
繰延税金資産小計(A)	339,649
評価性引当額(B)	△ 54,622
繰延税金資産合計(A)+(B)=(C)	285,027
繰延税金負債	
全農外部出資(みなし配当)	△ 488
資産除去債務(固定資産増加額)	△ 225
その他有価証券評価差額金	△ 3,927
繰延税金負債小計(D)	△ 4,641
繰延税金資産の純額(C)+(D)	280,385

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位:%)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.90
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.89
事業分量配当	△ 1.12
住民税均等割等	1.31
評価性引当額の増減	1.02
法人税額の特別控除	△ 0.39
その他	△ 1.51
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.55

IX 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(I-6)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位:千円)

現金及び預金勘定	76,115,547
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	75,720,000
現金及び現金同等物	395,547

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式…移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
 - ② 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品(数量管理)…総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (2) 購買品(売価管理)…売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (3) その他の棚卸資産(原材料・貯蔵品)…最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)については定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。
また、取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)での定額法により償却しています。
- (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・機械銀行・加工場・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・居宅介護支援・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しております。

なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しております。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 16,354千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は276,816千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	圧縮額
建 物	77,906
構 築 物	88,272
機 械 装 置	104,891
工具器具備品	5,745

2. リース契約により使用する重要な固定資産(資産の部に計上したものを除く)

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、JASTEMの端末・周辺機器、共済システムの端末・周辺機器及び業務用車輛等があります。

3. 担保に供している資産

為替決済の取引の担保として、定期預金1,250,000千円を設定しています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 29,139千円

子会社等に対する金銭債務の総額 62,606千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は56,923千円、危険債権額は98,748千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は155,672千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	51,007千円
うち事業取引高	47,952千円
うち事業取引以外の取引高	3,054千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	72,910千円
うち事業取引高	72,176千円
うち事業取引以外の取引高	734千円

2. 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
真手給油所	営業用店舗	土地	業務用固定資産
コインランドリー	営業用店舗	土地及び建物、構築物、工具器具備品、無形固定資産	業務用固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

真手給油所、コインランドリーについては、当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

真手給油所	26千円	(土地26千円)
コインランドリー	16,328千円	(土地2,918千円、建物12,132千円、構築物1,097千円、工具器具備品94千円、無形固定資産84千円)
合 計	16,354千円	(土地2,945千円、建物12,132千円、構築物1,097千円、工具器具備品94千円、無形固定資産84千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

真手給油所の土地の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。コインランドリーの固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は7.74%です。

3. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、3,369千円の棚卸評価損が含まれています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が872,045千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	73,817,592	73,485,882	△ 331,710
有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	372,475	△ 27,525
その他有価証券	12,673,300	12,673,300	—
貸出金	17,129,922		
貸倒引当金 (*1)	△ 921		
貸倒引当金控除後	17,129,000	17,145,106	16,105
資産計	104,019,894	103,676,764	△ 343,129
貯金	106,250,389	105,741,497	△ 508,892
負債計	106,250,389	105,741,497	△ 508,892

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。
また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,980,539
合 計	3,980,539

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	70,317,592	—	—	—	—	3,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000	1,300,000	200,000	484,342	579,580	10,059,317
貸出金(*1、2)	1,842,990	899,493	835,339	773,211	1,210,542	11,504,917
合 計	72,460,582	2,199,493	1,035,339	1,257,553	1,790,122	25,464,235

(*1) 貸出金のうち、当座貸越163,603千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等63,426千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	84,875,292	7,201,638	8,421,814	776,808	4,975,041	—
合 計	84,875,292	7,201,638	8,421,814	776,808	4,975,041	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100,000	102,647	2,647
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	300,000	269,828	△30,172
合 計		400,000	372,475	△27,525

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	205,000	199,967	5,032
	地 方 債	1,434,310	1,399,879	34,430
	社 債	1,620,020	1,599,997	20,022
	株 式	206,918	152,111	54,807
	受益証券	148,700	137,386	11,313
	投資証券	16,991	16,455	535
	小 計	3,631,939	3,505,798	126,141
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,160,530	1,304,080	△ 143,550
	地 方 債	692,390	700,000	△ 7,610
	社 債	5,877,327	6,272,487	△ 395,160
	政府保証債	94,970	99,930	△ 4,960
	株 式	58,671	66,799	△ 8,128
	受益証券	810,407	900,565	△ 90,158
	投資証券	347,065	407,429	△ 60,363
	小 計	9,041,361	9,751,294	△ 709,932
合 計		12,673,300	13,257,092	△ 583,791

2. 当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	699,944	24,152	120,240
地 方 債	408,569	8,600	—
社 債	674,248	4,170	29,922
株 式	48,875	4,384	—
受 益 証 券	303,262	39,797	1,679
投 資 証 券	9,636	—	—
合 計	2,144,535	81,104	151,841

3. 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,124,891	1,072,885	52,005
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	459,043	483,298	△24,254
合 計	1,583,935	1,556,183	27,751

VII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

(1) 期首における退職給付引当金	441,625
(2) 退職給付費用	70,341
(3) 退職給付の支払額	△ 70,792
(4) 年金資産への拠出金	△ 26,817
(5) 期末における退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	414,357

2. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

(1) 退職給付債務	898,549
(2) 年金資産	△ 484,192
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	414,357
(4) 退職給付引当金(3)	414,357

3. 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

(1) 勤務費用	70,341
(2) 退職給付費用(1)	70,341

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	115,203
減価償却超過	95,754
賞与引当金	13,160
賞与引当に係る未払社会保険料	2,249
特例業務負担金引当金	25,230
貸出金未収利息	88
役員退職慰労引当金	6,272
棚卸資産(収益性低下分)	941
未払事業税	797
減損損失(土地)	50,810
資産除去債務	3,149
購買前受金	9,907
中央会賦課金	509
繰延資産	1,104
その他有価証券評価差額金	155,336
繰延税金資産小計(A)	480,514
評価性引当額(B)	△ 56,092
繰延税金資産合計(A)+(B)=(C)	424,421
繰延税金負債	
全農外部出資(みなし配当)	△ 501
資産除去債務(固定資産増加額)	△ 162
繰延税金負債小計(D)	△ 664
繰延税金資産の純額(C)+(D)	423,757

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位:%)

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.13
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.85
事業分量配当	△ 1.59
住民税均等割等	1.94
評価性引当額の増減	0.03
税率変更による期末繰延税金資産の増減	△ 3.33
法人税額の特別控除	△ 0.44
その他	△ 0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.12

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.23%から27.94%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9,379千円増加し、その他有価証券評価差額金は3,947千円減少し、法人税等調整額は5,431千円減少しております。

IX 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(I-6)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位:千円)

現金及び預金勘定	74,211,859
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	73,720,000
現金及び現金同等物	491,859

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
1 当期末処分剰余金	544,067	494,089
2 剰余金処分数額	181,938	181,307
(1)利益準備金	50,000	50,000
(2)任意積立金	100,000	100,000
経営安定対策積立金	100,000	100,000
(3)出資配当金（年率）	22,012（1.5%）	21,791（1.5%）
(4)事業分量配当金	9,925	9,515
3 次期繰越剰余金	362,128	312,782

注 1）事業利用分量配当金の基準は、以下のとおりです。

- ・令和 5 年度 肥料農薬購買金額に対して 3 %の割合です。
- ・令和 6 年度 肥料農薬購買金額に対して 3 %の割合です。

注 2）次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額が含まれております。

- ・令和 5 年度 20,000 千円
- ・令和 6 年度 20,000 千円

注 3）任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

名 称 経営安定対策積立金

積立目的 新たな会計基準（税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等）の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落等による負担の増加に対応し、組合経営の安定および健全な発展を図ることを目的とする。

積立基準 目標額 20 億円とし、目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積立てる。

取崩基準 目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。

- ① 新たな会計基準等への対応等により、多額の損失が生じた場合
- ② 債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合
- ③ 有価証券の運用により、多額の損失が生じた場合
- ④ 繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じた場合

●部門別損益計算書（令和５年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,251,551	1,115,277	443,096	2,019,659	665,415	8,102	
事業費用②	2,457,699	127,772	33,797	1,776,430	507,451	12,247	
事業総利益③（①－②）	1,793,852	987,505	409,299	243,229	157,963	△ 4,144	
事業管理費④	1,596,909	606,078	362,539	289,565	301,163	37,562	
（うち人件費⑤）	(1,052,343)	(382,455)	(261,974)	(174,190)	(206,867)	(26,855)	
（うち減価償却費⑥）	(141,100)	(46,038)	(28,917)	(37,679)	(26,479)	(1,984)	
※うち共通管理費⑦		141,748	73,183	63,049	54,398	4,884	△ 337,263
（うち人件費⑧）		97,779	50,482	43,492	37,524	3,369	(△ 232,647)
（うち減価償却費⑨）		17,140	8,849	7,624	6,577	590	(△ 40,782)
事業利益⑩（③－④）	196,942	381,426	46,759	△ 46,336	△ 143,199	△ 41,707	
事業外収益⑪	73,785	33,912	26,566	6,403	6,327	576	
※うち共通分⑫		10,326	5,331	4,593	3,962	355	△ 24,569
事業外費用⑬	2,679	881	596	444	697	58	
※うち共通分⑭		385	198	171	147	13	△ 916
経常利益⑮（⑩＋⑪－⑬）	268,049	414,456	72,729	△ 40,377	△ 137,569	△ 41,189	
特別利益⑯	1,644	615	318	451	237	21	
※うち共通分⑰		613	316	272	235	21	△ 1,458
特別損失⑱	27,645	476	246	14,613	7,976	4,332	
※うち共通分⑲		476	246	211	182	16	△ 1,133
税引前当期利益⑳（⑮＋⑯－⑱）	242,049	414,596	72,801	△ 54,539	△ 145,309	△ 45,500	
営農指導事業分配賦額㉑		18,182	10,866	8,765	7,686	△ 45,500	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益㉒（㉑－㉑）	242,049	396,413	61,935	△ 63,304	△ 152,995		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

（注１）

上記、部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益1,956千円、事業費用1,956千円）を除去した額を記載し、収益認識に関する会計基準にしたがい、代理人取引相当額（事業収益1,048,048千円、事業費用1,048,048千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

（注２）

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（１）共通管理費等（人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割）の平均値

（２）営農指導事業（均等割+事業総利益割）の平均値

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	42.0%	21.7%	18.7%	16.1%	1.5%	100.0%
営農指導事業	39.9%	23.9%	19.3%	16.9%		100.0%

３．部門別の資産

（単位：千円）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	計
事業別の総資産	108,274,909	354,624	1,588,314	480,989	24,455	5,132,481	115,855,774
総資産（共通資産配分後）※ （うち固定資産）	110,432,034 (807,588)	1,468,327 (507,263)	2,547,803 (660,951)	1,308,825 (464,484)	98,783 (34,815)		115,855,774 (2,475,103)

※共通資産の他部門への配分基準

（人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割）の平均値

●部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,154,038	1,146,515	414,656	2,020,971	563,927	7,967	
事業費用②	2,547,255	309,288	30,383	1,782,466	412,864	12,252	
事業総利益③（①－②）	1,606,782	837,226	384,272	238,504	151,062	△ 4,284	
事業管理費④	1,495,294	595,348	298,340	297,934	272,453	31,216	
（うち人件費⑤）	(997,392)	(375,227)	(214,867)	(192,512)	(192,162)	(22,623)	
（うち減価償却費⑥）	(112,806)	(40,056)	(25,052)	(29,113)	(17,297)	(1,285)	
※うち共通管理費⑦		133,473	62,611	62,433	49,384	3,988	△ 311,892
（うち人件費⑧）		94,116	44,149	44,023	34,822	2,812	(△ 219,924)
（うち減価償却費⑨）		13,135	6,162	6,144	4,860	392	(△ 30,695)
事業利益⑩（③－④）	111,488	241,878	85,932	△ 59,429	△ 121,390	△ 35,501	
事業外収益⑪	62,836	32,404	21,164	4,821	4,114	333	
※うち共通分⑫		7,666	3,596	3,586	2,836	229	△ 17,915
事業外費用⑬	4,627	2,608	853	579	538	46	
※うち共通分⑭		909	426	425	336	27	△ 2,126
経常利益⑮（⑩＋⑪－⑬）	169,697	271,673	106,242	△ 55,188	△ 117,814	△ 35,214	
特別利益⑯	17,117	7,325	3,436	3,426	2,710	218	
※うち共通分⑰		7,325	3,436	3,426	2,710	218	△ 17,117
特別損失⑱	23,660	3,126	1,466	1,462	17,511	93	
※うち共通分⑲		3,126	1,466	1,462	1,156	93	△ 7,306
税引前当期利益⑳（⑮＋⑯－⑱）	163,154	275,872	108,212	△ 53,224	△ 132,615	△ 35,089	
営農指導事業分配賦額㉑		13,503	8,570	6,983	6,031	△ 35,089	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益㉒（㉑－㉑）	163,154	262,368	99,641	△ 60,208	△ 138,647		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

（注1）

上記、部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益4,024千円、事業費用4,024千円）を除去した額を記載し、収益認識に関する会計基準にしたがい、代理人取引相当額（事業収益1,008,972千円、事業費用1,008,972千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

（注2）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- （1）共通管理費等（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均値
（2）営農指導事業（均等割＋事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	42.8%	20.1%	20.0%	15.8%	1.3%	100.0%
営農指導事業	38.5%	24.4%	19.9%	17.2%		100.0%

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	計
事業別の総資産	106,756,582	404,158	1,554,722	380,738	18,960	5,215,986	114,331,149
総資産（共通資産配賦後）※ （うち固定資産）	108,988,749 (850,690)	1,451,258 (532,050)	2,598,846 (618,281)	1,206,629 (367,355)	85,665 (27,297)		114,331,149 (2,395,675)

※共通資産の他部門への配賦基準

（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均値

●財務諸表の正確性に係る確認

確認書

- ① 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月25日

多気郡農業協同組合

代表理事組合長 西井 正

●会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	4,842	4,757	4,313	4,251	4,154
信用事業収益	1,083	1,049	1,064	1,115	1,146
共済事業収益	503	509	474	443	414
農業関連事業収益	2,104	2,031	2,039	2,019	2,020
その他事業収益	1,150	1,166	736	673	571
経常利益	337	276	274	268	169
当期剰余金	244	79	243	185	131
出資金	1,465	1,492	1,497	1,499	1,475
(出資口数)	(488,455)	(497,452)	(499,268)	(499,817)	(491,806)
純資産額	6,951	6,871	6,715	6,816	6,489
総資産額	116,784	116,444	115,028	115,855	114,331
貯金等残高	108,180	107,962	106,629	107,370	106,250
貸出金残高	14,594	15,471	15,753	16,077	17,129
有価証券残高	14,415	14,688	13,751	13,916	13,073
剰余金配当金額	30	31	36	31	31
・出資配当の額	21	21	22	22	21
・事業利用分量配当の額	8	9	14	9	9
正職員数	163 人	155 人	154 人	143 人	130 人
常雇的臨時雇用者	54 人	81 人	80 人	64 人	62 人
単体自己資本比率	13.38%	13.15%	13.82%	14.29%	14.99%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 信託業務の取り扱いはありません。

注3) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

		令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	注1	894	891	△3
役務取引等収支	注2	10	13	2
その他信用事業収支	注3	81	△67	△148
信用事業粗利益	注4	941	792	△148
(信用事業粗利益率)	注5	(0.87)	(0.74)	(△0.13)
事業粗利益	注6	1,775	1,578	△197
(事業粗利益率)	注7	(1.47)	(1.33)	△(0.14)
事業純益	注8	178	83	△95
実質事業純益	注9	178	83	△95
コア事業純益	注10	143	△30	△173
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	注11	143	△29	△173

注1) 資金運用収支 = 資金運用収益 - 資金調達費用

注2) 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用

注3) その他信用事業収支 = (その他事業直接収益 + その他経常収益) - (その他事業直接費用 + その他経常費用)

注4) 信用事業粗利益 = 信用事業収益 (その他経常利益を除く。) - 信用事業費用 (その他経常費用を除く。) + 金銭の信託見合費用

注5) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 ÷ 信用事業資産 (債務保証見返除く) 平均残高 × 100

注6) 事業粗利益 = 事業総利益 - 信用事業に係るその他経常収益 - 信用事業以外に係るその他の収益 + 信用事業に係るその他経常費用 + 信用事業以外に係るその他の費用 + 事業外収益の受取配当金 + 金銭の信託運用見合費用

注7) 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 総資産平均残高 (債務保証見返除く) × 100

注8) 事業純益 = 事業粗利益 - 事業管理費 - 一般貸倒引当金繰入額

注9) 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額

注10) コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債権関係損益

注11) コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。) = コア事業純益 - 投資信託解約損益

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	107,437	932	0.87%	106,542	979	0.92%
うち預金	75,992	503	0.66%	74,553	519	0.70%
うち有価証券	15,331	222	1.45%	15,279	224	1.47%
うち貸出金	16,113	206	1.28%	16,709	235	1.41%
資金調達勘定	108,034	37	0.03%	106,887	88	0.08%
うち貯金・定積	108,034	37	0.03%	106,887	88	0.08%
うち借入金	△0	-	-	0	0	1.19%
総資金利ざや			0.27%			0.28%

注1) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価 (資金調達利回り + 経費率)

注2) 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

注3) 借入金平均残高について、令和5年度は△172千円、令和6年度は262千円です。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和 5 年度増減額	令和 6 年度増減額
受取利息	49	47
うち預金	△11	16
うち有価証券等	28	2
うち貸出金	31	29
支払利息	10	51
うち貯金	10	51
うち借入金	-	0
差 引	38	△3

注 1) 増減額は前年度対比です。

注 2) 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
流動性貯金	38,355	(35.5)	39,781	(37.2)	1,426
定期性貯金	69,658	(64.4)	67,083	(62.7)	△2,574
その他の貯金	20	(0.0)	21	(0.0)	0
計	108,034	(100.0)	106,887	(100.0)	△1,147
譲渡性貯金	-	(-)	-	(-)	-
合 計	108,034	(100.0)	106,887	(100.0)	△1,147

注 1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注 2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注 3) () 内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
定期貯金	68,025(100.0)	65,701(100.0)	△2,324
うち固定自由金利定期	68,025(100.0)	65,701(100.0)	△2,324
変動自由金利定期	- (-)	- (-)	-

注 1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注 2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注 3) () 内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
手形貸付	252	219	△32
証書貸付	11,778	11,891	113
当座貸越	176	168	△7
割引手形	－	－	－
金融機関貸付	3,907	4,430	523
合 計	16,113	16,709	595

▼貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、％)

	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
固定金利貸出	6,763	(42.0)	6,057	(35.3)	△705
変動金利貸出	6,637	(41.2)	7,408	(43.2)	771
その他	2,676	(16.6)	3,663	(21.3)	986
合 計	16,077	(100.0)	17,129	(100.0)	1,052

注) () 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯金等	130	113	△16
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	62	53	△8
計	192	167	△25
農業信用基金協会保証	3,887	3,754	△132
その他保証	6,016	6,580	563
計	9,903	10,334	431
信用	5,981	6,628	646
合 計	16,077	17,129	1,052

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

▼貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
農業経営近代化資金	254	252	△2
その他制度資金	－	－	－
農業資金	677	759	82
うち農業設備資金	328	395	67
うち農業運転資金	349	364	14
事業資金	2,269	2,348	79
うち事業設備資金	358	268	△90
うち事業運転資金	1,911	2,080	168
生活資金	8,725	9,141	414
うち住宅関連資金	8,236	8,598	361
うち生活関連資金	489	543	53
その他資金	4,147	4,625	478
合 計	16,077	17,129	1,052

▼貸出金の業種別残高

(単位：百万円、％)

	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
農業	1,180	(7.3)	1,190	(6.9)	9
林業	39	(0.2)	37	(0.2)	△1
水産業	46	(0.2)	75	(0.4)	29
製造業	1,951	(12.1)	2,140	(12.4)	188
鉱業	54	(0.3)	91	(0.5)	37
建設業	773	(4.8)	757	(4.4)	△16
不動産業	63	(0.3)	58	(0.3)	△4
電気・ガス・熱供給・水道業	69	(0.4)	63	(0.3)	△5
運輸・通信業	500	(3.1)	557	(3.2)	56
卸売・小売業・飲食店	497	(3.0)	474	(2.7)	△23
サービス業	2,472	(15.3)	2,592	(15.1)	119
金融・保険業	4,236	(26.3)	4,722	(27.5)	485
地方公共団体	1,936	(12.0)	2,096	(12.2)	159
その他	2,253	(14.0)	2,272	(13.2)	18
合 計	16,077	(100.0)	17,129	(100.0)	1,052

注) () 内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	920,026	981,969	61,943
穀作	326,312	288,374	△37,938
野菜・園芸	58,200	55,189	△3,010
果樹・樹園農業	54,439	67,513	13,074
工芸作物	92,351	115,788	23,436
養豚・肉牛・酪農	252,709	286,842	34,132
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	136,012	168,261	32,248
農業関連団体等	－	－	－
合 計	920,026	981,969	61,943

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

注3) 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	292,904	311,413	18,509
農業制度資金	627,122	670,556	43,433
農業近代化資金	254,845	252,694	△2,151
その他制度資金	372,277	417,862	45,584
合 計	920,026	981,969	61,943

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	46	0	46	0	46
	当年度	57	-	57	0	57
危険債権	前年度	69	0	69	-	69
	当年度	98	0	98	-	98
要管理債権	前年度	-	-	-	-	-
	当年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	前年度	-	-	-	-
		当年度	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	前年度	-	-	-	-
		当年度	-	-	-	-
小 計	前年度	115	0	115	0	115
	当年度	155	0	155	0	155
正常債権	前年度	15,984				
	当年度	17,005				
合 計	前年度	16,099				
	当年度	17,160				

- 注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 注2) 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 注3) 要管理債権：4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- 注4) 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 注5) 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 注6) 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●経営諸指標

▼利益率

(単位：％)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増減
総資産経常利益率	0.22	0.14	△0.08
資本経常利益率	4.02	2.49	△1.53
総資産当期純利益率	0.15	0.11	△0.04
資本当期純利益率	2.77	1.93	△0.84

▼貯貸率・貯証率

(単位：％)

		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯貸率	期末	14.97	16.12	1.15
	期中平均	14.91	15.63	0.72
貯証率	期末	14.33	13.79	△0.54
	期中平均	14.19	14.29	0.10

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度					令和 6 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1	0	1	1	1	0	0	1	0
(うち信用事業)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
(うち共済事業)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち購買事業)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うち販売事業)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別貸倒引当金	7	6	1	6	6	6	0	0	6	0
(うち信用事業)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うち購買事業)	6	6	1	5	6	6	0	0	6	0
(うち販売事業)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合 計	8	7	1	7	7	7	1	0	7	1

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	0	0

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

種類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	32,175	165,310	30,601	159,697
	金額	12,246,823	28,995,991	14,224,347	30,256,943
代金取立為替	件数	-	1	3	5
	金額	-	501	4,382	32,420
雑為替	件数	3,695	2,323	3,248	2,216
	金額	1,683,764	3,987,033	1,493,431	3,459,773
合計	件数	35,870	167,634	33,852	161,918
	金額	13,930,588	32,983,526	15,722,161	33,749,137

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
国債	1,598	1,612	14
地方債	2,400	2,244	△155
社債	8,360	8,189	22
政府保証債	-	22	△171
株式	135	194	59
その他の証券	1,471	1,486	14
合計	13,966	13,750	△215

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年度								
国債	-	100	-	300	100	1,200	-	1,700
地方債	-	300	400	-	1,100	600	-	2,400
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	100	1,200	700	600	1,200	4,000	400	8,200
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	100	200	195	-	200	100	0	795
令和6年度								
国債	-	100	-	100	400	900	-	1,500
地方債	-	300	-	300	1,400	100	-	2,100
政府保証債	-	-	-	-	-	100	-	100
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	300	1,100	800	800	1,000	4,000	300	8,300
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	295	200	100	100	0	695

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社 債	300,000	329,629	29,629	100,000	102,647	2,647
	小 計	300,000	329,629	29,629	100,000	102,647	2,647
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	100,000	99,512	△488	300,000	269,828	△30,172
	小 計	100,000	99,512	△488	300,000	269,828	△30,172
合 計		400,000	429,141	29,141	400,000	372,475	△27,525

〔その他の有価証券〕

(単位：千円)

	種類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	542,790	499,751	43,038	205,000	199,967	5,032
	地 方 債	2,560,970	2,399,826	161,143	1,434,310	1,399,879	34,430
	社 債	2,774,520	2,699,994	74,525	1,620,020	1,599,997	20,022
	株 式	229,367	142,668	86,698	206,918	152,111	54,807
	受 益 証 券	178,010	136,261	41,748	148,700	137,386	11,313
	投 資 証 券	71,100	67,556	3,543	16,991	16,455	535
	小 計	6,356,757	5,946,059	410,697	3,631,939	3,505,798	126,141
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,059,800	1,191,689	△131,889	1,160,530	1,304,080	△143,550
	地 方 債	-	-	-	692,390	700,000	△7,610
	社 債	4,868,834	5,086,322	△217,488	5,877,327	6,272,487	△395,160
	政府保証債	-	-	-	94,970	99,930	△4,960
	株 式	-	-	-	58,671	66,799	△8,128
	受 益 証 券	939,756	1,002,582	△62,826	810,407	900,565	△90,158
	投 資 証 券	291,718	323,824	△32,105	347,065	407,429	△60,363
	小 計	7,160,109	7,604,418	△444,309	9,041,361	9,751,294	△709,932
合計		13,516,866	13,550,477	△33,611	12,673,300	13,257,092	△583,791

(2) 金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔その他の金銭の信託〕

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の 金銭の信託	令和 5 年度	1,473,210	1,425,176	48,033	53,508	△5,474
	令和 6 年度	1,583,935	1,556,183	27,751	52,005	△24,254

注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(3) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

●預かり資産の状況【記載任意】

(1) 投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度
投資信託残高 （ファンドラップ含む）	34,085	173,347

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

(2) 残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和5年度	令和6年度
残高有り投資信託口座数	66	208

●共済取扱実績

▼長期共済保有高

（単位：件、千円）

	種 類	令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	9,079	68,838,144	9,030	65,401,518
	定期生命共済	212	2,468,100	232	2,762,400
	養老生命共済	4,015	20,623,185	3,514	17,674,641
	うちこども共済	2,247	7,704,000	2,144	6,965,900
	医療共済	6,445	707,200	6,316	664,800
	がん共済	1,074	128,000	1,075	123,500
	定期医療共済	119	140,000	111	122,000
	介護共済	647	1,202,359	667	1,327,396
	認知症共済	57		54	
	生活障害共済	401		418	
	特定重度疾病共済	528		547	
	年金共済	6,210	72,000	6,033	42,000
建物更生共済		13,289	131,834,628	12,988	130,017,642
合 計		42,076	226,013,616	40,985	218,135,898

▼医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	6,445	19,110	6,316	17,868
がん共済	1,074	6,081	1,075	6,060
定期医療共済	119	581	111	541
合 計	7,638	25,772	7,502	24,469

▼介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	647	1, 521, 706	667	1, 680, 598
認知症共済	57	74, 900	54	70, 400
生活障害共済（一時金型）	324	1, 944, 100	343	2, 124, 100
生活障害共済（定期年金型）	77	74, 900	75	70, 000
特定重度疾病共済	528	651, 200	547	669, 400

▼年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	5, 336	3, 722, 047	5, 153	3, 585, 666
年金開始後	874	431, 407	880	439, 628
合 計	6, 210	4, 153, 454	6, 033	4, 025, 294

▼短期共済新契約高

(単位：件、千円)

	令和 5 年度			令和 6 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1, 041	12, 329, 160	10, 457	999	11, 922, 600	10, 075
自動車共済	8, 083		377, 930	7, 925		373, 516
傷害共済	5, 824	18, 985, 000	1, 579	5, 349	17, 212, 000	1, 564
団体定期生命共済	203	203, 000	393	186	186, 000	373
定額定期生命共済	3	12, 000	87	3	12, 000	87
賠償責任共済	133		419	127		454
自賠責共済	3, 755		63, 587	3, 666		62, 333
合 計	19, 042		454, 454	18, 255		448, 405

●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	258,617	38,747	246,149	33,179
	飼料	225,029	6,047	216,928	6,067
	農業機械	234,063	35,902	170,381	27,935
	農薬	123,652	14,426	121,224	13,839
	素牛	276,459	1,089	303,435	1,176
	その他	124,624	22,878	158,021	25,524
	小 計	1,242,447	119,093	1,216,141	107,722
生活資材	米	1,799	123	2,048	138
	生鮮食品	1,001	51	149	15
	一般食品	49,276	7,668	44,704	10,802
	衣料品	3,122	488	2,841	453
	耐久消費財	55,314	6,893	54,299	7,753
	日用保健雑貨	19,179	1,432	17,122	1,199
	石油類	266,744	33,947	175,318	24,724
	その他	97,048	30,259	92,182	30,272
	小 計	493,486	80,865	388,667	75,359
合 計		1,735,934	199,958	1,604,808	183,082

注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

(単位：千円)

種類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米		402,000	11,136	479,394	11,793
米を除く農林産物	麦	62,633	5,533	68,351	6,700
	大豆	26,373	1,006	35,824	1,349
	雑穀・豆類	10,954	322	15,787	728
	加工用甘薯馬鈴薯	19,425	524	6,789	183
	野菜	178,907	4,896	159,312	4,366
	果実	211,575	5,468	191,772	4,922
	花き・花木	7,218	194	5,054	136
	茶	72,619	660	77,359	703
	小 計	589,708	18,606	560,251	19,090
畜産物	肉用牛	817,966	7,803	857,664	8,347
	小 計	817,966	7,803	857,664	8,347
合 計		1,809,675	37,547	1,897,310	39,231

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

該当する取引はありません。

18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度末	令和 6 年度末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,784,973	6,859,106
うち、出資金及び資本準備金の額	1,505,930	1,481,897
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	5,326,138	5,426,160
うち、外部流出予定額 (△)	31,938	31,307
うち、上記以外に該当するものの額	△15,156	△17,643
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,138	855
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,138	855
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,786,111	6,859,962
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,502	10,915
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,502	10,915
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,502	10,915
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	6,776,609	6,849,047

項 目	令和 5 年度末	令和 6 年度末
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	44,107,983	44,655,190
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		△301,186
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△301,196	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	301,196	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,304,373	1,028,466
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	47,412,357	45,683,657
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(二))	14.29%	14.99%

注 1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。

注 2) 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

注 3) 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和 5 年 度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金		253,212	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		1,693,455	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		4,354,017	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機関向け		100,013	10,001	400
我が国の政府関係機関向け		801,754	80,175	3,207
地方三公社向け		100,033	20,006	800
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		77,212,229	15,442,445	617,697
法人等向け		8,773,400	5,890,934	235,637
中小企業等向け及び個人向け		518,531	388,899	15,555

		令和5年度		
	抵当権付住宅ローン	3,215,365	1,125,377	45,015
	不動産取得等事業向け	312,700	312,700	12,508
	三月以上延滞等	1,339	1,664	66
	取立未済手形	36,929	7,385	295
	信用保証協会等保証付	3,890,865	389,086	15,563
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	746,763	746,763	29,870
	（うち出資等のエクスポージャー）	746,763	746,763	29,870
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	11,262,282	18,481,063	739,242
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	702,860	1,757,150	70,286
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,767,815	9,419,537	376,781
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	287,868	719,671	28,786
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	161,932	242,898	9,715
	（うち上記以外のエクスポージャー）	6,341,806	6,341,806	253,672
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち非STC適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,597,672	3,418,602	136,744
	（うちルックスルー方式）	2,597,672	3,418,602	136,744
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	115,870,567	46,315,108	1,852,604
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	115,870,567	46,315,108	1,852,604

	令和5年度	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	3,304,373	132,174
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	47,412,357	1,896,494

注1)「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4)「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5)「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6)「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7)「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8)当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	394,266	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,505,821	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	4,206,402	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	100,013	10,001	400
	我が国の政府関係機関向け	902,366	80,174	3,206
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	74,753,106	15,020,790	600,831
	(うち第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け)	902,613	250,691	10,027
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	7,503,887	4,416,903	176,676
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	631,634	188,598	7,543
	(うちトランザクター向け)	3,540	1,593	63
	不動産関連向け	6,115,531	1,864,313	74,572
	(うち自己居住用不動産等向け)	6,089,972	1,842,084	73,683
	(うち賃貸用不動産向け)	25,559	22,229	889
	(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	2,407,136	2,407,136	96,285
	延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)	2,830	3,329	133
	自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	83,254	83,254	3,330
	取立未済手形	19,649	3,929	157
	信用保証協会等による保証付	3,743,110	366,331	14,653
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—
	株式等	855,520	855,520	34,220
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	8,905,110	16,147,337	645,893
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及 びその他外部T L A C 関連調達手 段に該当するもの以外のものに係 るエクスポージャー)	602,624	1,506,562	60,262

	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,767,815	9,419,537	376,781
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	290,786	726,966	29,078
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	500,775	751,162	30,046
	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,743,108	3,743,108	149,724
	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,622,323	3,508,756	140,350
	(うちルックスルー方式)	2,622,323	3,508,756	140,350
	(うちマंडレート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	△301,186	△12,047
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	114,751,967	44,655,190	1,786,207
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	114,751,967	44,655,190	1,786,207
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a —		所要自己資本額 b=a×4% —
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a 1,028,466		所要自己資本額 b=a×4% 41,138
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a 45,683,657		所要自己資本額 b=a×4% 1,827,346

(4) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,028,466
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	41,138
B I	685,644
B I C	82,277

注1)「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3)「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4)「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注5)オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
外国の中央政府等以外の 公共部門向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの
期末残高

(単位：千円)

		令和 5 年度					令和 6 年度				
		信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリバティブ	三月 以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリバティブ	三月 以上延滞 エクスポージャー
地域別	国内	113,279,152	16,114,550	12,313,902	—	7,598	112,129,644	17,160,425	12,012,718	—	86,085
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	113,279,152	16,114,550	12,313,902	—	7,598	112,129,644	17,160,425	12,012,718	—	86,085
業種別	法人	農業	362,038	362,038	—	—	388,669	388,662	—	—	6
	法人	林業	—	—	—	—	500	—	—	—	—
		水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		製造業	1,162,955	—	1,103,799	—	1,292,437	—	1,203,897	—	—
		鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		建設・不動産業	1,388,127	—	996,745	—	1,321,146	—	897,238	—	—
		電気・ガス・熱供給・水道業	1,733,299	—	1,705,031	—	1,817,287	—	1,789,019	—	—
		運輸・通信業	1,012,894	—	994,111	—	1,240,040	—	1,197,539	—	—
		金融・保険業	86,479,162	4,022,250	2,808,854	—	84,999,560	4,522,614	2,808,425	—	—
		卸売・小売・飲食・サービス業	137,013	10,362	100,281	—	68,172	10,083	—	—	—
		日本国政府・地方公共団体	6,047,472	1,943,081	4,104,390	—	5,712,224	2,096,309	3,615,916	—	—
		上記以外	816,355	66,025	500,687	—	756,841	73,007	500,682	—	—
	個人	9,717,094	9,710,792	—	—	7,598	10,104,424	10,069,748	—	—	85,900
	その他	4,422,737	—	—	—	—	4,428,339	—	—	—	178
業種別残高計		113,279,152	16,114,550	12,313,902	—	7,598	112,129,644	17,160,425	12,012,718	—	86,085
残存期間別	1年以下	71,773,532	309,762	100,550	—	—	74,988,617	821,017	301,361	—	—
	1年超3年以下	2,894,649	1,290,358	1,604,290	—	—	1,849,095	343,230	1,503,240	—	—
	3年超5年以下	1,646,588	543,806	1,102,782	—	—	2,056,898	1,257,854	797,343	—	—
	5年超7年以下	2,221,127	1,323,355	897,771	—	—	1,783,986	586,837	1,197,149	—	—
	7年超10年以下	3,490,971	1,090,631	2,400,339	—	—	4,410,869	1,594,201	2,816,668	—	—
	10年超	17,078,933	8,765,487	5,806,553	—	—	13,942,410	8,846,843	5,095,566	—	—
	期限の定めのないもの	14,173,350	2,791,147	401,614	—	—	8,669,427	3,710,440	301,389	—	—
残存期間別残高計		113,279,152	16,114,550	12,313,902	—	—	112,129,644	17,160,425	12,012,718	—	—

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	1,265	1,138	-	1,265	1,138	1,138	855	-	1,138	855
(うち信用事業)	(1,050)	(998)	(-)	(1,050)	(998)	(998)	(720)	(-)	(998)	(720)
(うち共済事業)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち購買事業)	(212)	(137)	(-)	(212)	(137)	(137)	(135)	(-)	(137)	(135)
(うち販売事業)	(2)	(2)	(-)	(2)	(2)	(2)	(-)	(-)	(2)	(0)
個別貸倒引当金	7,569	6,258	1,247	6,322	6,258	6,258	394	-	6,258	394
(うち信用事業)	(216)	(118)	(-)	(216)	(118)	(118)	(201)	(-)	(118)	(201)
(うち購買事業)	(6,269)	(6,059)	(1,247)	(5,022)	(6,059)	(6,059)	(192)	(-)	(6,059)	(192)
(うち販売事業)	(1,083)	(80)	(-)	(1,083)	(80)	(80)	(-)	(-)	(80)	(0)

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高	
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	国 内	7,569	6,258	1,247	6,322	6,258		6,258	394	-	6,258	394	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別計	7,569	6,258	1,247	6,322	6,258		6,258	394	-	6,258	394	
	農業	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売 飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	1,247	-	1,247	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		6,322	6,258	-	6,322	6,258	-	6,258	388	-	6,258	388	-
業種別計		7,569	6,258	1,247	6,322	6,258	-	6,258	394	-	6,258	394	-

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	394,266		394,266		—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,505,821		1,505,821		—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	4,206,402		4,206,402		—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20	100,013		100,013		10,001	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	902,366		902,366		80,174	9
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	74,753,106		74,753,106		15,020,790	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	902,613		902,613		250,691	28
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20～150	7,503,887		7,503,887		4,416,903	59
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	607,227	244,070	494,433	24,407	188,598	36
（うちトランザクター向け）	45		35,400		3,540	1,593	45
不動産関連向け	20～150	6,115,532		6,102,459		1,864,313	31
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	6,089,972		6,076,899		1,842,084	30
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	25,559		25,559		22,229	87
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150	2,407,136		2,407,136		2,407,136	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	2,435		2,219		3,329	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	83,254		83,254		83,254	100
取立未済手形	20	19,649		19,649		3,929	20
信用保証協会等による保証付	0～10	3,735,070	80,403	3,655,275	8,040	366,331	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						

株式等	250～400	855, 520		855, 520		855, 520	100
共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	8, 905, 110	—	8, 905, 110	—	16, 147, 337	181
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	602, 624		602, 624		1, 506, 562	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	3, 767, 815		3, 767, 815		9, 419, 537	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	290, 786		290, 786		726, 966	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	500, 775		500, 775		751, 162	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3, 743, 108	—	3, 743, 108	—	3, 743, 108	100
証券化	—						
(うち S T C 要件適用分)	—						
(短期 S T C 要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	2, 622, 323		2, 622, 323		3, 508, 756	134
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—					△301, 186	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					44, 655, 190	

注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削除手法適用後）																				
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,505												1,505								
外国の中央政府及び中央銀行向け																					
国際決済銀行等向け																					
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	4,206													4,206							
外国の中央政府等以外の公共部門向け																					
地方公共団体金融機構向け			100											100							
我が国の政府関係機関向け	100		801											902							
地方三公社向け																					
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計							
国際開発銀行向け																					
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	74,051		701												74,753						
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	200		701												902						
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計						
カバートン・ボンド向け																					
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計					
法人等向け （特定貸付債権向けを含む）	300		4,182		3,020											7,503					
（うち、特定貸付債権向け）																					
	100%			150%			250%			400%			その他			合計					
劣後債権及びその他資本性証券等				2,407												2,407					
株式等							855									855					
	0%		20%		45%		75%		80%		85%		100%		その他	合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	3		47		3		80		0		30		23		330	518					
（うちトランザクター向け）					3											3					
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け	763								2,189									541	2,582	6,076	
うち自己居住用不動産等向け																					
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%	その他	合計
不動産関連向け									10						15						25
うち賃貸用不動産向け																					
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計		
不動産関連向け																					
うち事業用不動産関連向け																					
	60%					その他					合計										
不動産関連向け																					
うちその他不動産関連向け																					
	100%				150%				その他				合計								
不動産関連向け																					
うちA D C向け																					
	50%				100%				150%				その他				合計				
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く）									2								2				
自己居住用不動産等向け					83												83				
エクスポージャーに係る延滞																					
	0%			10%			20%			100%			その他			合計					
現金	394															394					
取立未済手形							19									19					
信用保証協会等による保証付				3,662									1			3,663					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																					
共済約款貸付																					

注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	6,300,685	6,300,685
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,792,633	4,792,633
	リスク・ウェイト 20%	100,138	77,349,191	77,449,329
	リスク・ウェイト 35%	—	3,215,365	3,215,365
	リスク・ウェイト 50%	5,604,710	6,055	5,610,765
	リスク・ウェイト 75%	—	518,531	518,531
	リスク・ウェイト 100%	3,023,154	7,648,358	10,671,512
	リスク・ウェイト 150%	—	162,582	162,582
	リスク・ウェイト 250%	—	4,557,745	4,557,745
	その他	—	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	—
	計	8,728,002	104,551,145	113,279,147

- 注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削減効 果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	91,955,828	80,403	10%	91,759,893
40%～70%	4,192,743	35,400	10%	4,196,283
75%	3,625,161	195,844	10%	3,642,963
80%		0	10%	0
85%	30,296			30,296
90%～100%	106,773	4,405	10%	107,093
105%～130%	15,318			15,318
150%	2,409,336			2,409,336
250%	855,520			855,520
400%				
1250%				
その他	713	8,420	10%	1,555
合計	103,191,692	324,474	10%	103,018,262

- 注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令 和 5 年 度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジットデリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	100,033	—
金融機関向け及び第一種金融商 品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	7,405	263,983	—
抵当権付住宅ローン	—	730,065	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	1,894,591	—
合 計	7,405	2,988,673	—

注1)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3)「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注5)「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令 和 6 年 度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	100,623	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,327	374,514	—
自己居住用不動産等向け	—	3,345,290	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	3,327	3,820,428	—

注1)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2)「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3)「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4)「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

注5)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

①オペレーショナル・リスク管理規定等

- ・定義
- ・基本的考え
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

②オペレーショナル・リスクの総合的な管理

③事務リスク管理

④システムリスク管理

⑤その他オペレーショナル・リスク管理

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD C、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無 該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無 (特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

●出資または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	229,367	229,367	265,590	265,590
非上場等	3,980,529	3,980,529	3,980,539	3,980,539
合計	4,209,896	4,209,896	4,246,129	4,246,129

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
13,119	147	0	4,384	0	0

- (4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
86,698	0	54,807	8,128

- (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,597,672	2,622,323
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.249 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(V a Rで計測している場合に記載する)

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	981	1,307	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	72	13
3	スティープ化	1,299	1,560		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	322	151		
7	最大値	1,299	1,560	72	13
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,849		6,776	

19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況

●連結グループの概況

多気郡農業協同組合のグループは、当組合及び子会社1社で構成されています。



当組合の子会社（株式会社多気郡アグリサポート）については、小規模であり、その総資産、売上高等からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

●子会社の状況

名 称	株式会社多気郡アグリサポート
主たる事務所の所在地	多気郡多気町井内林130番地1
資 本 金	9,000千円
事 業 の 内 容	農畜産物の生産販売（農業経営） 農作業の受託及び請負 新規就農者研修事業 農業協同組合が所有する施設の管理・運営受託
設 立 年 月 日	平成29年4月3日
組合議決権保有割合	100%

24. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	50,658	5,720

(注1) 対象役員は、理事17名、監事5名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員、三重県農業協同組合中央会、顧問弁護士から選出された委員5人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和5年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

